

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀労働局へ譲渡した旧滋賀県大津土木事務所敷地の瑕疵に係る損害賠償を行うに当たり、組織の長として事実を重く受け止め、知事の給与の一部を減額することとし、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 知事の受ける平成 30 年 4 月分の給料月額に関する別表 1 の規定の適用については、同表中「1,250,000」とあるのは、「1,250,000 円からその 10 分の 1 に相当する額を減じた額」とすることとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付則 1～7 省略</p> <p>(追加)</p>	<p>本則 省略</p> <p>付則 1～7 省略</p> <p>8 <u>知事の受ける平成30年4月分の給料月額に関する別表1の規定の適用については、同表中「1,250,000」とあるのは、「1,250,000円からその10分の1に相当する額を減じた額」とする。</u></p>